

有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準の一部改正新旧対照表

○有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1834号）

（下線部分は改正部分）

新（平成27年12月3日農林水産省告示第2600号）	旧
<p>三 輸入品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 受入保管担当者</p> <p>輸入品の受入れ、保管及び包装を担当する者（以下「受入保管担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>三 輸入品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 受入保管担当者</p> <p>輸入品の受入れ、保管及び包装を担当する者（以下「受入保管担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p>